平成２４年（フ）第１５０９号
神奈川県茅ヶ崎市高田２丁目14番16―301号市営住宅
債務者　岩井　友見
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６８号
横浜市港南区港南台２丁目10番８号　ワタナベビラ101
債務者　行木　信夫
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８号
北海道旭川市大町２条１丁目６番地の99
債務者　田村　尚之
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
北海道旭川市豊岡６条５丁目５番17号
債務者　木下みゆき（旧姓加藤・佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４５号
北海道旭川市緑町15丁目3003番地の42　旭西マンション203号
債務者　杉山由香里
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４９号
北海道旭川市東光18条４丁目１番６号　グランビュー東光105
債務者　鈴木　賢伍
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６６号
北海道旭川市緑が丘３条２丁目１番地　市住425号
債務者　難波　友香
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９５号
東京都府中市新町１丁目29番地の17メゾン新町103
債務者　中山　敏明
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７４０号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1206号
債務者　北川　伸也
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２５号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1366番地の１
破産者　濵岡建設株式会社
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５８号
千葉県木更津市長須賀689―４　ハーモニガーデン102号、開始決定時の住所千葉県木更津市朝日２丁目８番18号
破産者　篠崎　徹夫
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県美方郡新温泉町諸寄277番地の66
破産者　宮本　準子
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第６５５号
静岡市清水区西久保245番地の５
破産者　遠藤　菊江
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字川原田985番地
破産者　小野田茂夫
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
大分県別府市富士見町６番13号
破産者　谷口　康子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３７号
北海道帯広市西18条南４丁目61番12号
破産者　山田　哲正
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係